

事務連絡  
令和2年11月19日

各都道府県・広島市・長崎市  
原爆被爆者対策主管部（局） 御中

厚生労働省健康局総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の  
生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法等における取扱いについては、それぞれ「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する各種給付に係る収入の認定等について」（昭和43年10月1日付け社保第232号厚生省社会局保護課長通知）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）によって定められていますが、近年、当該事務が徹底されていない事例が散見されています。

については、改めて下記のとおり通知しますので、貴部（局）においても内容について御了知いただくとともに、1から4にあっては民生主管部（局）を通じて、また、5にあっては老人福祉主管部（局）を通じて、管内実施機関へ周知徹底されるようよろしくお取り計らい願います。

記

（生活保護法における取扱い）

1 医療特別手当

医療特別手当は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「昭和36年通知」という。）第8の3(3)ソにより、一部は収入として認定しない<sup>参考1</sup>が、医療特別手当の受給資格を有する被保護者は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第2章5(1)アに基づき、放射線障害者加算の対象となる<sup>参考2</sup>こと。

（参考1）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手

当のうち 37,290 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

(参考 2) 生活保護法による保護の基準

別表第 1 第 2 章

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 43,830 円、(2)に該当する者にあつては月額 21,920 円とする。

- (1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第 24 条第 2 項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

2 特別手当

特別手当は、昭和 36 年通知第 8 の 3(2)アに該当するものであるため、収入として認定する<sup>参考 3</sup>が、特別手当の受給資格を有する被保護者は、保護の基準別表第 1 第 2 章 5(2)アに基づき、放射線障害者加算の対象となる<sup>参考 4</sup>こと。

(参考 3) 生活保護法による保護の実施要領について

第 8 収入の認定

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

- (ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(参考 4) 生活保護法による保護の基準

別表第 1 第 2 章

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 43,830 円、(2)に該当する者にあつては月額 21,920 円とする。

- (2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の認定を受けた者(同法第 25 条第 2 項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のアに該当しないものに限る。)

3 原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料は、昭和 36 年通知第 8 の 3(3)ソにより、収入として認定しない<sup>参考 5</sup>こと。

(参考 5) 生活保護法による保護の実施要領について

第 8 収入の認定

### 3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち 37,290 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

### 4 介護手当

介護手当について、現に介護を受けている場合には、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 2(2)エ（オ）に掲げる額まで、収入として認定しない<sup>参考 6</sup>こと。

また、介護手当について、現に介護を受けていない場合には、収入として認定するが、この場合において、保護の基準別表第 1 第 2 章の 2(4)又は(5)に規定する費用<sup>参考 7</sup>は算定する必要はないこと。

(参考 6) 生活保護法による保護の実施要領について

第 7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(2) 加算

エ 障害者加算

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第 1 第 2 章の 2 の(5)によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、105,560 円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(参考 7) 生活保護法による保護の基準

別表第 1 第 2 章

2 障害者加算

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号)別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。)

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、そのものと同一世帯に属するものが介護する場合においては、別に 12,470 円を算定するものとする。この場合については、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に 70,360 円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

(老人福祉法における取扱い)

- 5 養護老人ホームの措置入所者に係る当該費用徴収額の算定に当たっては「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知)1(2)エ又はケにより、原爆被爆者に対する手当のうち一部は収入として認定しない<sup>参考8</sup>こと。

(参考8) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて

1 「対象収入」について

(2) 収入として認定しないもの

エ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額

ケ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

以上